

平成30年度第2回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

平成30年9月13日（木）午後4時45分～午後5時15分

2 場所

岡崎市役所東庁舎 5階502号室

3 出席委員

山崎浩司 櫻井敬子 川畑博昭 深津有香 都築真琴

4 説明のために出席した職員

伊藤茂 戸谷康彦 中根敏裕 森聡子 山中弘子

5 議題

平成29年度実施状況について

6 議事（要旨）

（事務局：戸谷課長）

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、平成30年7月1日の任期開始後、初めての審査会となります。

本来は、市長から委嘱状をお渡しするところですが、日程等の都合により、総務部長からお渡しさせていただきます。

委嘱状交付に先立ちまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

山崎 浩司様、櫻井 敬子様、川畑 博昭様、深津 有香様

引き続き委員をお受けくださりありがとうございます。

都築 真琴様につきましては、庄村委員の代わりに委員をお引き受けくださいました。ありがとうございます。

それでは、委嘱状を伊藤総務部長からお渡しいたします。

（紹介順に委嘱状を渡す。）

続きまして、伊藤総務部長から御挨拶を申し上げます。

（事務局：伊藤部長）

本日は、お忙しい中、御出席賜り、ありがとうございます。

皆様方には、本市の情報公開・個人情報保護審査会の委員の就任を、御快諾いただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

条例により、審査会は、情報公開・個人情報保護に関して、審査請求の審議、実施機関の諮問に対しまず審議及び意見を述べることを目的としまして、平成12年7月に設置され、既に18年が経過いたしました。

その間、各委員の皆様から、豊かな御経験と卓越した識見により、御意見をいただいて参りました。そのおかげを持ちまして、行政の透明化が随分進んできた実感をしております。

情報化の進展により、個人情報保護についての市民の意識が高い中、情報公開・個人情報保護の両制度において今後より一層の適正な運用が、求められております。

各委員の皆様には、大変お忙しい中誠に恐縮でございますが、本市の情報公開・個人情報保護行政の推進に、御協力いただきますよう、重ねて、お願いを申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(事務局：戸谷課長)

それでは、平成30年度第2回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を開催したいと思います。

本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」第2条の規定によりまして、公開とさせていただきます。

それでは、本日の議事に入ります。平成30年7月1日の任期開始後、初めての審査会開催となりますので、会長が決まっておりませんので、事務局で取回しをさせていただきます。

まず会長の選出ですが、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項の規定により、会長の選出を委員の皆様のご互選によりお願いしたいと存じます。いかがいたしましょうか。

(川畑委員)

山崎委員に引き続きお願いできれば、と思います。

(事務局：戸谷課長)

ただいま川畑委員から「山崎委員を推薦する」という御意見がありましたが、他に御意見がなければお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは会長を山崎委員にお願いするということによろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(事務局：戸谷課長)

それでは、「御異議なし」ということでございますので、山崎委員に本審査会の会長を引き続きお願いいたします。

それでは、会長就任の御挨拶をお願いいたします。

(山崎会長)

ただいま推薦によりまして、会長に御指名を受けました山崎です。これから2年間、情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に沿った審査会の運営をしていきたいと思っております。

この委員会は一生涯懸命議論するという委員会ですので、皆様の御協力、御指導をお願いしたいと思います。

(事務局：戸谷課長)

ありがとうございました。それでは、今後の議事の取回しを会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(山崎会長)

それでは、審査会規則第2条第3項の規定によりまして、会長である私があらかじめ、職務代理を指名

することになっておりますので、櫻井委員を指名させていただきたいと思っております。御承諾いただけますでしょうか。

(櫻井委員)

はい。

(山崎会長)

よろしく願いいたします。

それでは本日の議事に入ります。

事務局から昨年度の岡崎市情報公開及び個人情報保護条例の実施状況について報告してください。

(事務局：山中)

それでは、平成29年度の岡崎市情報公開及び個人情報保護条例の実施状況について、説明いたします。資料を1枚めくっていただきまして、まず岡崎市情報公開条例の実施状況から説明させていただきます。

1の表を御覧ください。平成29年度の公文書開示請求件数は283件でした。28年度が236件ですので、47件増えたこととなります。処理状況につきましては、全部開示が146件、一部開示が113件、非開示が18件、取下げが6件でございます。

続きまして、2の表を御覧ください。実施機関別の件数内訳になってます。資料には掲載していませんが、中でも請求が多かった課というのは、建築指導課で40件と一番多かったです。次いで保健企画課が20件で、道路維持課が19件でした。

建築指導課の40件の請求の内訳としては、2ページ以降に個々の請求の詳細を掲載していますが、3ページの12番、4ページの28番などの「建設リサイクル法の届出書」の請求が11件ありまして、特定の2業者からの請求でした。「建設リサイクル法の届出書」以外の請求としましては、5ページの33番、8ページの64番などの「建築計画概要書」の請求が大半を占めています。

次いで2番目に多かった保健企画課の請求の内訳としては、2ページの2番にあります病院、診療所(歯科を含む)の〇月中に受理した廃止届という請求が大半を占めておりまして、特定の業者から毎月請求がありました。

次いで3番目に多かった道路維持課の請求の内訳としては、24ページの192番、193番にあるような、乙川プロムナード整備工事について、ある特定の者からその工事の協議書などの請求が11件、それ以外は金入り設計書が大半を占めています。金入り設計書は事業推進課で情報提供も行っておりまして、情報提供で対応可能な場合は情報提供で対応しています。金入り設計書の情報提供は平成29年度は345件ありまして、毎年大体400件弱の請求があります。

続きまして、1ページに戻っていただき、3の表を御覧ください。こちらは非開示理由の内訳になっております。第7条第2号の個人情報に該当するとして非開示としたものが80件でして、第7条第3号の事業活動情報に該当するとして非開示としたものについても80件と同じでした。不存在、補正非応答、存否応答拒否を合算して30件と記載がありますが、不存在が28件、補正非応答が0件、存否応答拒否が2件でした。

おめくりいただきまして、4の「開示請求内容と処理状況」でございますが、こちらは2ページから34ページに個々の請求内容を掲載しております。先ほど請求が多かったものについてはかいつまんで説明い

たしましたが、それ以外の部分につきまして、またお時間のあるときに御覧ください。

続きまして34ページ一番下の5「審査請求」につきまして、審査請求は6件ありました。審査請求の内容は後から説明します。

以上が、情報公開条例の実施状況の説明となります。

続きまして、1枚めくっていただいて、平成29年度の岡崎市個人情報保護条例の実施状況について説明いたします。資料35ページを御覧ください。

まず、1の個人情報取扱事務の届出件数ですが、昨年度末時点での届出件数は合計で525件でございました。これは個人情報を取扱う事務を行う場合に、その事務毎に届け出ていただいているものです。

続きまして、2の表を御覧ください。個人情報保護条例に関する開示請求は66件でした。28年度は、95件でしたので、29件減ったこととなります。処理状況につきましては、全部開示が26件、一部開示が25件、非開示が12件、取下げは3件でした。

続きまして、3の表を御覧ください。実施機関別の件数でございます。市長の内訳のうち介護保険課の開示請求の件数が最も多く23件となっております。次いで市民課が多く、13件となっております。

介護保険課の請求の内訳としましては、36ページ6～11番のような内容でして、請求者御本人あるいは請求された方の御両親のうち亡くなられた方の介護認定に係る資料の請求でした。

次いで多かった市民課の請求の内訳としましては、36ページ1、2、4、5番のように請求者御自身の戸籍や住民票、印鑑登録証明書などの証明書交付申請書の請求になっております。自分の住民票などがいつ請求されているのか知りたい、財布を無くしたので、誰も請求していないことを確認したい、などの理由です。

続きまして、36ページの4の表になりますが、非開示理由の内訳になってます。一番多いのが第17条第2号の開示請求者以外の個人情報を非開示としたものが24件、次いで、不存在、補正非応答、存否応答拒否が12件となっております。内訳は12件全て不存在でした。

続きまして、5の「開示請求内容と処理状況」につきましては、36ページから40ページに個々の請求内容を記載しております。またお時間のあるときに御覧ください。

続きまして、40ページの6「是正の申出」及び7「審査請求」につきましてはありませんでした。

以上が、個人情報保護条例の実施状況の説明となります。

ここまで、説明させていただきました内容の概要を、市政だより6月15日号に掲載いたしました。また詳細につきましてもホームページ及び市政情報コーナーで閲覧できるようになっております。

続きまして、平成29年度の審査請求の状況を説明いたします。41ページを御覧ください。公文書開示請求に係る審査請求が6件ありました。このうち、審査請求番号2と4については取り下げられました。審査請求番号1については、平成29年9月21日の審査会で御審議いただきました。また、審査請求番号3、5及び6については、平成30年4月13日の審査会で御審議いただいたところで、同一の不服申立人から、特殊勤務実績簿や在校時間等の状況記録時間などの文書の請求で対象となる学校は違いましたが、どちらも在校時間等の状況記録の職員の氏名と特殊勤務実績簿の氏名の開示を求める趣旨での審査請求でしたので、一括して審議していただいたものです。

報告は以上でございます。

(山崎会長)

御質問等がございますでしょうか。

都築委員は、初めてですので、説明しますと、これは一年間のまとめですが、審査請求の状況のところに載っているものは、ここで議論して、一部開示すべきじゃないか、とか諮問に答え、答申を出す、ということをやっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で平成30年度第2回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

平成30年9月19日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 山崎 浩 司